

令和5年第2回竜王町議会定例会（第4号）

令和5年6月23日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第4日）

- 日程第 1 議第55号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議第56号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第 3 議第36号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
（予算決算常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 議会広報特別委員会委員長報告
- 日程第 5 地域活性化特別委員会委員長報告
- 日程第 6 議会ICT化特別委員会委員長報告
- 日程第 7 所管事務調査報告
（議会運営委員会委員長報告）
（総務産業建設常任委員会委員長報告）
（教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	岡山富男	12番	貴多正幸

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	岡司明德
産業建設主監	井口清幸	会計管理者	寺本育美
総務課長	寺嶋要	未来創造課長	谷大太
中心核整備課長	森徳男	税務課長	中島孝之
生活安全課長	富田尚弘	住民課参事	臼井由美子
福祉課長	中原江理	健康推進課長	西村忠晃
自立支援課長	野村博嗣	農業振興課長	富家和典
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長兼 生涯学習課長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	安食敬

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書記	井村奈緒美
--------	-------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（貴多正幸） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和5年第2回竜王町議会
定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議第55号 工事請負契約の締結について

日程第 2 議第56号 損害賠償請求事件の和解について

○議長（貴多正幸） 日程第1 議第55号、工事請負契約の締結について、並び  
に日程第2 議第56号、損害賠償請求事件の和解についてを一括議題といたし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第55号及び議第56号に  
つきまして、提案理由を申し上げます。

議第55号、工事請負契約の締結についてにつきましては、竜王南部地区防災  
センター解体工事の請負契約の締結でございます。去る令和5年6月5日に指  
名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師1173番  
地13、株式会社クスケン代表取締役幸明雅治が、金額5,164万5,000  
円で落札いたしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96  
条第1項第5号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処  
分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

議第56号、損害賠償請求事件の和解についてにつきましては、平成31年2  
月15日に執行した「竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理及び清掃業務」の指  
名競争入札において、談合行為により本町が被った損害を、株式会社関西シーケ  
ンス管理外4者に対し、損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求め大津地方裁判  
所に訴えを提起した事件について、大津地方裁判所による和解勧告に鑑み、当事  
者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条  
第1項第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

以上、議第55号及び議第56号の提案理由といたしますので、よろしく御審  
議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 提案理由の説明が終わりました。

これより1議案ごとにお諮りいたします。

日程第1 議第55号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 議第55号、工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

このたびの南部地区防災センター解体工事については、入札の結果、5,164万5,000円でこの解体工事費というのが計上されているわけですが、過去の議会での説明においては、これとは少し金額の違った説明がなされておりました。令和3年第1回定例会の予算決算常任委員会、今から2年前の委員会では、次のような説明がありました。

「南部地区防災センターの解体工事費の概算の工事費は、アスベストの産業廃棄物も含めて約3,000万円の見積もりを徴取した」と発言がありました。このたび、令和5年度の当初予算では、防災センターの解体撤去工事費として6,455万4,000円が計上されていると。つまり、この時点で倍以上の開きが起きているわけです。どうしてこの3,000万円という説明からこれだけ大きな金額になったのか、この点について説明をしていただきたいのが1点でございます。

それからもう一点ございまして、令和3年度の事業として解体の設計費を266万1,000円、当時は上げておられました。令和3年度中に執行された解体工事費の概算見積りのための予算であります。ということは、令和3年度中には、この南部地区防災センターの解体工事費がこれだけ過大になるという、そういう大きな金額になるというのは分かっていたと思いますが、今日まで議会に対して特段説明がなかったというふうに私は理解しております。この点についても説明を求めたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 関司総務主監。

**○総務主監（関司明徳）** 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目ですけれども、令和3年第1回定例会中において、概算額として3,000万円という金額をこちらから説明として申し上げておった、それが、令和5年の当初予算の段階では6,455万4,000円の予算額に増嵩している。

まず、その理由でございますけれども、今ほどもありましたように、令和3年度時点ではあくまで概算ということで、私どもが公共工事等をする上で、おおよその最初の入り口の金額をつかむということは、大切なことかなというふうに思っております。なかなか当然委託なりする中で、確定した金額、より詳細な金額、また、より詳細な工事内容等の分については積み上げをしていきますけれども、まず大きく大体どれぐらいかかるやろうというのをつかむことというのは必要なことかなというふうに思います。

そういった中で、この施設につきましては、まず「防災倉庫」という名称になっておりますけれども、もともとは農協さんがライスセンターという目的で造られた施設でございます。外から見ておりますと大きな倉庫というイメージでございますけれども、昔はこの中に乾燥施設でありましたり、米ですので、もみを受け入れる施設等がある中での建物でございました。

そのことについて詳細な設計、また、なかなか当時の詳細な図面がないわけですが、現地の配置等を改めて委託の中で確認してもらおうと、やっぱり地下構造物があるのではないかという可能性が大分高まってきたというところがございます。今想定しておるところでは、その当時、もみの受入れピットが地下にあって、その上にそれを撤去せずに土間が打ってある可能性が高いというようなことも判明してまいりました。

そうなりますと、それを撤去するための経費というのがかかってまいりますので、当初思っていたよりも、そういう部分の工事の施工部分なり、当然それに対します廃棄物の処理等が加算してきたというようなことで、当初見込んでおったというよりも、概算としてつかんだときよりも詳細に設計する中で、状況がより分かってきた中での金額の増嵩ということで思っておるところでございます。

今の設計について、令和3年度の中で執行しておりますので、令和3年度末にはおおよその金額がつかめておったということではないかというようなことでございます。この分について、令和5年度当初予算の中で一定の説明はさせてもらっておりますけれども、今中村議員がおっしゃったとおり、なかなか詳細なというか、分かりやすい説明がひょっとして欠けておったのかなというところもあるかなというふうには思います。

そういう部分につきましては今後、いろんな審議をいただく上で、より分かりやすい資料を作るなり、この間の経過も含めて、前半申し上げたことも含めまして説明する中で御審議をいただいきたいと思っておりますので、そのような対応で

今後対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 今、そういったお答えがあつたわけではあるんですが、そもそも我々がちょっと疑問視している部分というのは、金額が大きくなつたというよりは、説明の仕方というのがかなり不十分じゃないのかという、このプロセスが問題なんじゃないかということが、一番私はポイントじゃないかなというふうに思ひます。

今回、3,000万円が6,000万円ぐらひになつたと、これは追加の工事が必要になるので仕方ない部分はあると私も理解いたします。地下構造物のピットも一緒に除却しなきゃいけないと、きれいな土地に直そうというのでこれだけの金額がトータルで必要になつた、それは理解するんですが、それが判明したのが令和3年度中であるということで、今は令和5年度の6月定例会の今日が最終日ですので、どうして最終日にこれを提案してくるのかというのがやはり私はちょっと理解に苦しむんですね。

本来であるならば、やはりこういった解体の使用に変更が生じたと、それが分かつた時点で議会にはしかるべき報告をなさつて、それで我々も、じゃあこういうことだったら内容を理解できますと、それで解体に行くというのが正しい道筋であると思ひますが、本日私がこれを聞くまで詳しいことは何も説明されなかつたというふうに、私の理解ではそうなつています。ですから、きちんと説明をしていただきたいし、言われるまで黙つているみたいな姿勢にとられかねないので、やはりそれは注意していただきたいなというふうに思ひます。

1点再質問させていただきますが、この跡地を更地にするための解体のスケジュール、今の時点でどういふふうに思つているのか、これについて1点お伺ひします。

**○議長（貴多正幸）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 中村議員の再質問にお答えいたします。

解体のスケジュールにつきましては、この議決に認められた後、着工に入るわけですけれども、まず解体する前に7月につきましては地元区、また、今回解体する防災センター周辺の住民への説明、そういったことにつきまして詳細にまずは説明させていただいた後、8月に解体に入るという位置づけで考えております。

また、解体の終わる時期ですけれども、一応予定といたしましては12月末と

いう形で考えているところでございます。

また、その後の利活用につきましてですけれども、防災センターに今、消防団の第1分団の消防車庫も設置されているところですが、その設置につきましては昨年度の令和4年度中におきましても、地元、岡屋、それから第1分団の幹部の方、また、岡屋の消防団と協議をする中において、どの位置にまずは車庫が一番適当であるのかということも協議する中において、結果的には今の防災センターが建っているあの場所において設置することが望ましいというところで、ただ、じゃあどこの位置に配置するのかということにつきましては、また今後地元と協議を進めていくわけですが、基本的にはあそこの跡地利用についての一部については、消防車庫として活用させていく予定となっております。

以上で、中村議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 中村議員の質問に、私のほうからも少しお答えをさせていただきますかと思っております。

今般の解体につきまして、長年検討しながら順次、進めてきたところでございます。特に新年度の予算編成において計上させてもらったところでございますが、もともと当初予算につきましては、莫大な量を予算決算委員会等で審議いただくために、分かりやすい資料として抜粋した資料をさせてもらっているかなと思っております。町としてしっかりと注視できる部分について、ポイントとなることから説明をさせてもらっておるんですが、その中には、額的には計上させてもらいましたが、やはり長年の経過からいうともう少し詳しく説明を加えとか、そういったことが配慮が足らなかったのではないかなと思わせてもらったところでございますので、今後こういった同種のことについても予算決算の審議を円滑に進める中において、我々としてもそういった大事なポイントについていま一度心がけてまいりたいと思っております。

あと、言いましたように大きな仕事ですので、長年の仕事でしたので、昨年度一年間の経過というのが予算上だけの話じゃなくて、中間報告とかいろいろできたのかなと、今となりましては思わせてもらっているところでございます。実際のところ、地元に入らせていただきますと、心配事もございますし、特にあそこの地先は民家の近くでもございますし、また前に交通量の激しい道路もございまして、さらに加えて保育園がございまして、そういったことを考慮する中で、少し我々のほうとしても令和4年度内で急いでやるというか、そこも十分議論し

ながら令和5年度にバランスよく配分させてもらったというのが現状でございますので、その点についても、そういった説明をしっかりとできるようなことを都度都度申し上げるところについて、少し説明不足ではあったのかなということで今後、そういったいろんな重要なことにつきましては、議員の皆さんにも情報提供しながら、スムーズに御審議いただきますようよろしくお願いいたしますようにもってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（貴多正幸） 中村議員。

○2番（中村匡希） 1点、再々質問させていただきたいと思います。

先日の本会議の2日目では、町道認定ということで、この防災センターに係る道というのが、岡屋宮ノ尻線ですか、町道認定として新たに指定されました。そのときの理由としては、この跡地というのを有効活用するために町道認定するんだというような説明であったかと思います。

先ほどの執行部の回答では、その消防用の倉庫を造る、これが1点、今明らかになっている利活用の方法の1つであると思うんですが、これが全てなのかということもまず1点確認したいと思います。

わざわざ消防倉庫を建てるためだったら、町道認定するのかという話にもなりかねませんので、例えば跡地を有効活用するんだったら、倉庫だけではなくて、様々な用途というのを本来一緒に考えて町道認定するというのが私は筋ではないかなと思うんです。ですから、今明らかになっている限りでは、消防用の倉庫しか話には出てきませんでした、それ以外についてお考えがあるのか、ないんだったら今後どう検討していくのか、この点について1点お答えをいただきたいと思います。

○議長（貴多正幸） 関司総務主監。

○総務主監（関司明徳） 中村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですけれども、町道認定との関係でございます。

先ほど課長からもありましたように、今、倉庫の一部が消防車庫ということで消防車が入っております。今回改めてその分については新築ということになりますけれども、消防車庫をまず造るに当たっても、今現在前の道路が、道路には見えておりますけれども、道路敷という扱いになっておりませんので、その分についての接道というのが必ず要ということで、まずはその消防車庫を造るという意味でも、それも一つの利活用ですので、その意味でも町道認定が必要であった



というのが1点でございます。

もう一点につきましては、その他の利用というところですが、今回、この施設をまず除却というか、潰す目的ですが、跡地利用を早く図りたいという、当然土地の利用というのはありますけれども、もう一つ大きな理由として、どうしても古いスレート造りの建物ですので、これまでも台風とか風の強いときに少し割れて飛散して、過去には隣の民家の窓ガラスに当たって割れたというようなことも実はございました。

そういったことで、利活用も大事ですが、まずは今の安全というところで解体をすること、その部分については岡屋の自治会さんからも過去からも要望をいただいているところもありますので、危ないので早く撤去していただきたいという要望を受けておりましたので、まずは潰すということを先行させていただいております。

ただ、そこにそれなりの土地ができますので、この部分については集落内、特に岡屋の構造改善センターのすぐ並びでもございます。その分については特に地域にもしっかりと協議をしながら、地域の皆さんがより良い活用やなというふうに思ってもらえるということも大事なことでございますので、継続して協議をさせていただきたいと思っておりますし、またその内容につきましては随時、議会の中でも御報告させていただく機会があればさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

2番、中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 議第55号、工事請負契約の締結について、私は賛成の討論をいたします。

南部地区防災センターは平成8年に町が土地取得をし、平成15年には建物の無償譲渡を受けています。以来、防災や商工観光のための倉庫として利用されてきましたが、今般、建物の老朽化と周辺環境への悪影響を考慮し取り壊されることとなりました。

解体の対象物及び内訳は、これまで議会に報告されてきたとおりであります。当初解体の工事費を請求するための予算審議に当たって、令和3年第1回定例会の予算決算常任委員会では、概算見積りを3,000万円とする報告がありました。今回、全体の解体費が令和5年度の予算案では、南部地区防災センター解体撤去工事費として6,455万4,000円となったのは、建屋の解体のみならず、基礎の解体も工事に含まれるためという説明がこのたびの全員協議会ではありました。また、このたびの入札の結果として解体工事費が5,164万5,000円となったわけではあります。依然として当初の説明とは7割ほどの金額の開きがございます。

工事内容に変更が生じた場合は、その時点において議会に報告し、変更の経緯についてしかるべき説明を行うべきと考えます。解体の工事費の設計は、令和3年度に予算案が上程されており、今から1年以上前には既に解体工事費が当初の説明よりも倍ほどに大きくなることを執行部は認識していたはずで、工事費が判明してから議会へ報告するまでに1年以上の空白期間があったことに加えて、今日に至るまで具体的な報告がなかったことは、甚だ遺憾であります。

私が問題にしているのは、金額が大きくなったということではありません。当初の説明との乖離が生じて、それを指摘されるまで自ら説明をしようとし、執行部の姿勢に問題があると申し上げているのです。また、このような大きな金額変更については、議会の最終日に上程することにより決めるべきことではありません。解体後の跡地の利用については、まだ具体的な計画はないというような話でしたが、そうであるならば、先日の町道認定の議案において、南部地区防災センターの跡地を有効に活用するための町道認定であるといった説明との整合性にそごが生じると言わざるを得ません。執行部においては、丁寧な説明を行い、これまでの経緯や金額の変更理由について議会に詳細に報告をいただき、今後このようなことがないようにお願いをいたしまして、以上賛成の討論といたします。

**○議長（貴多正幸）** ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第55号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第1 議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第56号、損害賠償請求事件の和解についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第2 議第56号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第2 議第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第 36号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）

（予算決算常任委員会委員長報告）

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第36号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案は予算決算常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、尾川幸左衛門議員。

○予算決算常任委員会委員長（尾川幸左衛門） 議第36号、予算決算常任委員会報告

令和5年6月23日

委員長 尾川幸左衛門

去る6月14日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第3

6号の令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、6月19日午前9時より、301会議室において委員全員出席の下、西田町長、関係主監、関係課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第36号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）は、既決の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,519万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億402万8,000円に改めるものです。

主な質疑応答。

問) 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金74万6,000円は、どのような内容の補助金か。

答) 就労支援施設を利用される方が1名増加するため、施設に対する運営費補助である。

問) 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金204万8,000円は、どのような内容の補助金か。

答) 農地の適正利用及び担い手への農業集積を目的として実施する地域計画の策定に係る経費について、県から補助金が交付されるものである。

問) こども園管理用備品64万9,000円は、こども園の電話機が経年劣化のため新調するということだが、どのような内容か。

答) 今回故障した電話機は、親機で2011年3月に購入したもので、2019年12月に廃盤になっており、交換すると子機も総て交換する必要があり今回、電話機7機と交換機を更新するものである。

意見として、マイナンバーカードの署名用電子証明書に係る手数料の誤徴収が発生したが、今後はマニュアル作成に十分留意し、再発防止に努められたい。

以上、慎重審査の結果、議第36号は全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（貴多正幸） ただいま、予算決算常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。

日程第3 議第36号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第3号）を、委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第3 議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議会広報特別委員会委員長報告

○議長（貴多正幸） 日程第4 議会広報特別委員会委員長報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長、鎌田勝治議員。

○議会広報特別委員会委員長（鎌田勝治） 議会広報特別委員会報告。

令和5年6月23日

委員長 鎌田 勝治

本委員会は、令和5年第1回定例会閉会後の3月29日、4月11日、17日、20日の4日間、議会だよりの編集委員会を開催し、令和5年5月1日に議会だより203号を発行しました。

主な記事の内容は、新年度予算の編成、各委員会活動報告、一般質問であり、前号に引き続き表紙と裏表紙を見開き1ページに、竜王新古今八景と竜王八景を紹介しています。

次に、本委員会は、6月14日に委員会を開催し、次回発行する議会だより204号の編集日程及び編集内容、原稿作成の役割分担を協議し、委員会活動報告のうち、総務産業建設常任委員会及び教育民生常任委員会の委員会活動報告にページを割くことを考慮し、全体として20ページで構成することを決定しました。

なお、編集委員会は、定例会閉会後の7月3日、7月10日、14日、21日の4日間開催し、8月1日に議会だよりを発行することを決定しました。

以上、議会広報特別委員会報告といたします。

○議長（貴多正幸） ただいまの議会広報特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、議会広報特別委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 地域活性化特別委員会委員長報告

○議長（貴多正幸） 日程第5 地域活性化特別委員会委員長報告を議題といたします。

地域活性化特別委員会委員長、福田優三議員。

○地域活性化特別委員会委員長（福田優三） 地域活性化特別委員会報告。

令和5年6月23日

委員長 福田 優三

本委員会は、6月19日午後1時より301会議室において、委員全員出席の下、町執行部より西田町長、図司総務主監、知禿教育次長及び関係課長等の出席を求め、調査を行いました。

中心核整備（交流・文教ゾーン）の進捗についての報告、また、土地収用法に基づく事業認定申請書を滋賀県に提出し、その申請に対して公聴会の開催請求及び意見書が滋賀県に提出されたことから、公聴会及び土地収用事業認定審議会が開催される予定となっていることの説明を受けました。

次に、竜王町公民館と（仮称）竜王町コミュニティセンターの一体的な整備検討について、公民館の機能・役割、公共施設等総合管理計画での位置づけ、また、（仮称）コミュニティセンターについて、竜王町の将来に必要な機能や施設整備スケジュール（案）等について説明を受けました。

主な質疑応答。

問）コミュニティセンターに公民館機能を持っていくということは、公民館を建て替えるには補助金はないが、コミュニティセンターであれば補助金があるため、補助金を利用する方向で進めていきたいということか。

答）公民館は町の生涯学習の拠点であり、まちづくり、人づくりの拠点でもあると考えている。公民館については、令和16年度には築60年を経過することになり、将来を見据える中、コミュニティセンターに公民館機能も付加できれば、

両方の機能が使える複合施設として国の補助金により整備できるのではないかと
いうことで検討している。

問) コミュニティセンターと公民館を一体化し、将来的には町公民館を除却する
ことの検討をしているとのことであるが、町民に説明する機会を設ける予定を
しているか。

答) ある程度の方針を固めてから説明することは必要であると考えており、今
後、利用者も含め多くの皆さんに意見を聴く機会を設けていきたいと考えている。

以上、地域活性化特別委員会報告とします。

○議長（貴多正幸） ただいまの地域活性化特別委員会委員長報告に対して、質問
がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、地域活性化特別委員会委員長報告
はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第 6 議会 I C T 化特別委員会委員長報告**

**○議長（貴多正幸）** 日程第 6 議会 I C T 化特別委員会委員長報告を議題といた  
します。

議会 I C T 化特別委員会委員長、中村匡希議員。

**○議会 I C T 化特別委員会委員長（中村匡希）** 議会 I C T 化特別委員会報告。

令和 5 年 6 月 2 3 日

委員長 中村 匡希

本委員会は、6 月 1 日午後 1 時 3 0 分より、第一委員会室において委員全員出  
席の下、委員会を開催しました。

主な内容は、ペーパーレス会議システムの比較検討です。詳細な資料を基にし  
て、各システムの利便性、閲覧機能、コストパフォーマンスといった点を重視し、  
メリットとデメリットを慎重に検討しました。それらの検討の結果、本委員会と  
しては、全国で 5 2 0 自治体の導入実績があり、豊富な機能と優れた使いやすさ  
を兼ね備えたペーパーレス会議システム「サイドブックス」が導入するシステム  
として最も適切であるという結論に至りました。

次に、本委員会は、6 月 1 9 日午前 1 0 時 1 0 分より、第 1 委員会室において  
委員全員出席の下、委員会を開催しました。

主な内容は、議会 I C T 化特別委員会でこれまで一貫して行ってきた議論の取

りまとめで、その一部始終について確認を行いました。本委員会は、昨年6月に発足して以降、9回の委員会と1回の視察を行い、その都度、意見交換や疑問点の確認、さらには三度のペーパーレス会議システムのデモンストレーションを行ってまいりました。これらの取組を来期の議会に伝えるため、また、今後の改善点を明確にするために、次回の定例会に向けて報告書の形式で詳細に取りまとめることを決定しました。

以上、議会ICT化特別委員会報告といたします。

○議長（貴多正幸） ただいまの議会ICT化特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、議会ICT化特別委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 所管事務調査報告

（議会運営委員会委員長報告）

（総務産業建設常任委員会委員長報告）

（教育民生常任委員会委員長報告）

○議長（貴多正幸） 日程第7 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、小西久次議員。

○議会運営委員会委員長（小西久次） 議会運営委員会報告。

令和5年6月23日

委員長 小西 久次

本委員会は、4月17日午前8時55分より301会議室において委員全員出席の下、委員会を開催し、令和5年第2回定例会の日程について協議し日程案を作成しました。

次に、本委員会は、5月10日午前9時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、議会運営及び議員定数について協議しました。

次に、本委員会は、6月1日午前10時より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、西田町長、図司総務主監、寺嶋総務課長ほか担当職員の出席を求め、西田町長挨拶の後、令和5年第2回臨時会の提案事件について説明を受けました。今回提案される案件は、専決処分2件、補正予算1件、報告3

件の計6件です。

次に、同議事の進行について審議し、会議録署名議員の指名、会期を6月1日本日1日限りとすること及び議案の処理について審査決定しました。

次に、令和5年第2回定例会の提案事件について説明を受けました。今回提案される案件は、条例2件、補正予算3件、町道認定2件、人事案件14件の計21件です。

次に、同議事の進行について審議し、会議録署名議員の指名、会期を6月8日から6月23日までの16日間とすること及び議案の処理について審査決定しました。また、陳情書2件が送付されていますが、その取扱いについては、配布により周知することにしました。

次に、本委員会は、6月12日午前9時より301会議室において委員全員出席の下、委員会を開催し、令和5年第2回定例会第3日の一般質問について、11議員から提出された23問について審議しました。午前9時から再開し、会議は通しで行い、会議時間の延長もあり得ること、質問については、質問通告書の提出順とすることに決定しました。

次に、本委員会は、6月23日午前8時30分より第一委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催し、執行部より西田町長、関司総務主監、寺嶋総務課長ほか担当職員の出席を求め、西田町長挨拶の後、第2回定例会追加案件について説明を受けました。今回提案される追加案件は、工事請負契約1件、損害賠償請求事件の和解1件について審議し、議案の処理について審査決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（貴多正幸） 次に、総務産業建設常任委員会委員長、森島芳男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（森島芳男） 総務産業建設常任委員会所管事務調査報告。

令和5年6月23日

委員長 森島 芳男

本委員会は、5月17日から5月19日にかけて委員全員出席の下、福島県新地町、宮城県山元町に行政視察研修を行いました。

福島県新地町では、「自治組織の消防団員確保対策」及び「防災・減災に向けた取組」についての研修を受け、東日本大震災における甚大な被害、また令和3年2月、令和4年3月にも震度5～6の地震があったことを踏まえ自主防災組織

の意識は高まってはいるものの、現在の消防団員定数は305人であり、令和5年の実団員数は265人で年々減少傾向にあるため、職員も消防団員に加入されている状況の説明を受けました。

減災の考え方を防災の基本とし、「公助」よりも「自助」と「共助」を強化し連携しながら、日常的に災害を意識して行動してもらうよう地域防災計画を策定されており、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じられています。また、防災機能を確保しながら人々の暮らしを守る機能を兼ね備え、自然豊かでスポーツや文化活動ができ、地域活性化につなげられる防災緑地公園として整備された釣師防災緑地公園の現地視察を行いました。

宮城県山元町では、「移住・定住支援の取組」について研修を受け、震災前の人口は1万7,000人であったが、令和5年4月末現在1万1,560人で減少しているため、「若い人を出さない・戻ってきてもらう」、「町外の人に転入してもらう」よう、宮城県最高水準の移住定住施策を実施されています。

定住支援事業では、移住・定住事業補助金として、人口減少の抑制と地域活性化を目的に若年層の新婚・子育て世帯の定住及び移住を促進するため、住宅取得等に対して4人世帯で最大370万円の助成をされています。また、空き家家財道具等処分支援補助金制度があり、空き家バンクに登録し、空き家の有効活用を図る所有者に対し、家財道具等の処分費用の一部（最大20万円）を補助されており、本町においても移住・定住支援は必要であり、空き家対策を推進する上でも大いに参考となりました。

次に、本委員会は、6月16日午前9時より第一委員会室において委員全員出席の下、町執行部から西田町長、図司総務主監、井口産業建設主監ほか関係職員の出席を求め、所管事務調査を行いました。

庁内ネットワークシステムについて

庁内ネットワークシステムについては、昨年度から再構築整備事業を進めている。また、令和7年度中の国の標準準拠システムへの移行に向けては、現在県内6町で連携をして準備を進めている。

1、庁内ネットワークシステムの構成

現在のネットワーク構成となった経過は、平成27年に日本年金機構における情報流出事案により情報流出を防ぐため、総務省から全国の自治体へ「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」の要請があり、「三層の対策（三層分離）」によるセキュリティ対策の強化、安全確保のため、平成28年度に整備を

行った。個人情報扱う基幹系・内部の通常事務を行う内部事務系・インターネットを利用するインターネット系の3層のネットワークがそれぞれ物理的に分断されることで情報の流出を防いでいる。

①個人情報扱う基幹系

- ・個人情報扱う業務について分離し、住民情報流出を徹底して防止
- ・個人情報活用業務を扱う職員に約120台配置

②内部の通常事務を行う内部事務系

- ・県市町などの地方公共団体専用のネットワークであるLGWAN回線に接続し、通常業務を行う端末を分離
- ・内部事務に従事する全職員に約260台配置

③インターネットを利用するインターネット系

- ・ほかの2層とインターネット接続を分離
- ・各課1台で約40台設置

2、現行利用している主なシステム概要

- ・例規集システム・勤怠システムなど庁内全体で利用するシステム
- ・都市計画基本図閲覧システムなど各課で外部との接続はせず、単体で利用するシステム
- ・6町クラウドシステムで利用するシステム

3、自治体システムの標準化

令和7年度中に国の標準準拠システムに移行するために、自治体システムの仕様が統一される。令和5年度はシステム移行の準備として、標準化システムの仕様に合わせた事務手順の見直しが必要な業務もあるため、各業務担当者において今後開発されるシステムの確認、調整作業を進める。

主な質疑応答。

問) 滋賀県情報セキュリティクラウドはどのような性質のものか。

答) 滋賀県の全市町が利用しているセキュリティシステムであり、外部からのサイバー攻撃を防御しているものである。

問) 都市計画図、地籍、道路台帳など地図的な情報のシステムを一本化して統合することは検討しているか。

答) 地番図また道路・都市計画・農地・上下水道関係をそれぞれ徐々にシステム化している状況であり、今後は一本化していくことも含め検討が必要である。

竜王町建築物耐震改修促進計画書について

計画の背景。

平成7年に阪神・淡路大震災が発生したことに鑑み、建築物の地震に対する安全性の確保が大きく認識されたことから、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行された。この法律では、国や県、市町村の役割が定められており、国の基本方針や県の計画を踏まえ、平成17年度に計画を策定し、その後、何度か改定を行い、令和5年3月に改定を行った。

計画の概要。

(1) 計画の目的及び位置づけ

耐震改修促進法第6条に基づき、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して、町民の生命、財産を守ることを目的として策定するもの。

(2) 計画の期間

令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とし、社会経済状況や関連計画の改定に対応するため、必要に応じて見直す。

(3) 計画の対象とする建築物

住宅：戸建て住宅・共同住宅等

既存耐震不適格建築物

- ・多数の者が利用する建築物：ホテル、賃貸住宅、事務所、病院など
- ・危険物の貯蔵場、処理場
- ・緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物

町所有建築物：社会福祉施設、公民館など

(4) 住宅の耐震化の状況と目標

町の推定される住宅数は5,753戸（令和4年度）であり、戸建て住宅、共同住宅等の構造と建築年から住宅の耐震化率を計算すると、町の住宅全体の耐震化率は74.3%となる。住宅の耐震化率を令和7年度末に95.0%、令和12年度末には耐震化が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

(5) 建築物の耐震化を促進するための施設

耐震診断・改修を図るための支援策

①耐震診断・改修費用の助成

国において「住宅・建築物耐震等事業」などの助成制度を設けており、この補助制度は各自治体での制度運用を前提としている。建築物の所有者が行う耐震診

断・改修に対して自治体が費用助成をする場合に、国から一定の割合を限度として費用助成がなされるもの。

滋賀県が事業主体である事業

- ・滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）
- ・滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業
- ・滋賀県木造住宅耐震改修事業

竜王町が事業主体である事業

- ・木造住宅無料耐震診断及び木造住宅の耐震補強案作成
- ・木造住宅の耐震改修工事

②税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、国の住宅金融支援機構では、税制上の優遇制度や耐震改修工事に係るリフォームのための融資制度を設けており、町ではこれらの措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図る。

- ・耐震改修に係る所得税額の特別控除
- ・住宅ローン減税制度
- ・リフォーム融資（耐震改修工事）

主な質疑応答。

問）昨年度の耐震対策の補助実績と今年度の実績件数は。

答）昨年度はブロック塀の補助 2 件である。

現在までの実績は耐震診断 90 件、耐震補強案 8 件、耐震改修 1 件、ブロック塀の補助 12 件、耐震シェルター設置 1 件、感震ブレーカーの設置 1 件である。

問）耐震対策の補助を受ける場合は、事前に申請するのか。

答）工事する前に相談をしてもらい、交付決定後、工事に着手してもらい、実績報告後、補助金額が確定する。木造住宅の場合は、まず無料の耐震診断後、総合評価が 0.7 未満の場合は耐震補強案作成の流れになる。

以上、総務産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（貴多正幸） 次に、教育民生常任委員会委員長、磯部俊男議員。

○教育民生常任委員会委員長（磯部俊男） 教育民生常任委員会所管事務調査報告。

令和 5 年 6 月 23 日

委員長 磯部 俊男

本委員会は、6 月 9 日から 6 月 11 日にかけて委員 5 名出席の下、本年度、かごしま国体のスポーツクライミング競技が開催される鹿児島県南さつま市加世田

特設スポーツライミング会場において、当国体前のリハーサル大会を見学し、本町での2025年開催に向けた開会式、競技状況、進行方法、施設や会場の設営等の参考とするため、視察研修を行いました。

会場において、開催市長の南さつま市長及び関係職員に本競技開催での貴重なお話を伺い、いまだマイナー競技であるスポーツライミングをいかに周知、PRすることが重要であり、リハーサル大会を地域住民や高校生等のボランティアを募り、住民一体となって国スポを盛り上げていくための機運醸成が図られていました。

本町においても、一人でも多くの方にスポーツライミング競技を観戦してもらうことが大事であり、多くの住民や県民等にさらに積極的に周知、PRを行い、開催まであと2年、町制70周年の記念すべき年でもあることから、竜王町全体で国スポを盛り上げていくために推進していくべきと実感いたしました。

次に、本委員会は、6月16日午後1時より第一委員会室において委員全員出席の下、町執行部より西田町長、桴木副町長ほか関係職員の出席を求め所管事務調査を行いました。

地域共生社会の実現に向けた総合相談支援体制の推進

～重層的支援体制整備事業を活用した取組の展開について～

1、竜王町地域福祉計画の策定に当たって

近年、町内において人口減少、少子高齢化、世帯当たり人員数の減少傾向が進んでおり、これにより今まで支え合いの基盤となってきた家族、自治会機能低下などが想定されるため、行政として支え合い推進のための基盤づくりを進めるとともに、生きづらさや不安を抱えている人を受け止める体制の構築を目的としている。行政の公助の責務と社会福祉協議会の共助の推進を整理し、福祉の総合的な計画として一体的に策定したことが大きな特徴である。

2、竜王町の現状と課題

1) 地域福祉における今後の課題

(1) 人口構造の変化が続いており、人口減少と高齢者の増加への将来に向けての対応。

(2) 世帯構造の変化により、家族が担ってきた支え合いの機能の低下の可能性への対応。

(3) 地域のつながりの希薄化により孤立する可能性が高い方の増加に伴い、困り事をすくい上げられる仕組みの構築。

- (4) 町全体の高齢化に伴い、地域活動に様々な人が関わる環境づくり。
- (5) 複合的な課題を抱える方々への分野横断的に対応できる体制整備。
- (6) 自治会同士の連携やまち全体での協力、他市町との協力による広いつながりでの地域福祉の推進。

2) 地域福祉における竜王町の持つ強み

- (1) 人口構造：5歳から20歳代前半及び60歳代が全国平均より高い。
- (2) 人の往来：町周辺に人口集中地区が点在しており、近隣市から働き手、担い手の確保がしやすい。昼夜間人口比率が高く、人口以上の往来がある。
- (3) 住民性：人口規模が小さく、顔の見える関係がつくりやすい。持ち家率が高く、資産形成があり、高齢者の就労率が高い。
- (4) 住民自治：既存型の自治会が多く自主的な運営が行われ、自治会活動に多くの住民が参加。
- (5) 気候・自然：数ある自然脅威の中で、他の市町村に比べて豪雪、津波のリスクが低い。
- (6) 専門職・専門機関：高齢分野での小規模地域密着型の施設が多く、地域医療が確保され、比較的若い職員が働く障がい者作業所などがある。

3、重点プロジェクト

(1) 多様な主体が混ざり合うプラットフォームの創造

住民、関係団体、専門職、企業等の多様な主体や多世代が、暮らしの中や業務の中で感じている課題を解決するという共通の目的の下、柔軟につながり合う行動の場を設ける。

具体的取組

- ・ALL竜王見守り合いプロジェクトの開催
- ・コミュニティビジネスの展開を検討する場の設置
- ・フードドライブを活用したネットワークづくり
- ・専門職間の勉強会、交流会の場を活用した異文化交流や参加者の拡大
- (2) 地域の「気にかける」と専門機関をつむぎ合う連携体制の構築
- ・気にかける会議の開催
- ・社協職員による民生児童委員活動のサポート、ケースの調整
- ・地域と専門職の連携を高めるための研修の開催
- ・支援会議の開催
- (3) 地域福祉の推進、総合相談支援に必要なスキルを高め合う環境の整備

- ・行政・社協の人材交流
- ・地域づくり分野に関する専門性の向上のためのキャリアデザインの作成
- ・福祉保健専門職における総合相談支援の専門性向上のためのキャリアデザインの作成

4、計画の推進に当たって

本計画は計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づき、進行管理（PDCAサイクル）によって推進し、その達成状況や今後取るべき改善策等について行政、社協それぞれの会議体において毎年報告し合意形成と意思決定を行う。

5、重層的支援体制整備事業との関連性について

ア、包括的支援体制の整備

平成29年に成立した改正社会福祉法は、地域共生社会の実現に向けて「包括的な支援体制を整備することが努力義務」として位置づけられたことに伴い、具体的な取組を推進していく。

イ、包括的支援体制の構築を推進するための視点

「断らない相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」の実施

ウ、重層的支援体制整備事業

これまでの福祉制度や政策の中で、困難や生きづらさを抱える全ての人々のための仕組みであり、竜王町においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。

具体的には、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を支援の柱とし、これらの支援により効果的・円滑に実施するために、④「他機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する。

主な質疑応答

問) 行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つのものとする、福祉の総合的な計画として一体的に取り組まれるが、困難性が想定される中、計画倒れにはならないか。

答) 計画策定の時点から、最初からできないことを計画に掲げるのではなく、事業を進める上において考えられること、また、さらに進めなければならないことも分かってくることから、それらのことも想定して、できることを大切に取りま

とめた。行政と社協との連携を強めていき、必要なことから実施段階においても定期的な報告、情報交換等の場を持ち、計画を進めていきたい。

問) この計画に係る進行管理については、地域福祉計画推進委員会また議会に対しても各事業の評価結果について報告するとあるが、単なる結果報告にとどまらず、具体的な取組についても報告してもらえるのか。

答) 単なる結果の報告にとどまらず、具体的な事業の進捗状況・目指すべき姿・数値目標を含めて、さらに詳細な事業計画に基づく報告や5年計画での1年目の達成状況等を含めて報告できるよう努めてまいりたい。

以上、教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長(貴多正幸) ただいま各委員会委員長より、それぞれ報告がございました。この際、一括して、委員長報告に対しての質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長(貴多正幸) ないようでありますので、各委員会委員長報告はこれで終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 8 議員派遣について

○議長(貴多正幸) 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(貴多正幸) 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長(貴多正幸) 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました

とおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 令和5年竜王町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、提案させていただきました案件に関しまして、慎重なる御審議を賜り、原案どおりの内容でお認めをいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。また、各委員会や一般質問の場においていただきました御意見、御提言等につきましては、その対応に十分留意して今後の町政運営に当たってまいりますので、今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、6月25日から7月22日にかけて、町の数集落において、稲の害虫を追い払い五穀豊穡をお祈りする「虫送り」が行われています。かつては各集落で見られた農村行事でございましたが、現在では限られた集落でのみ行われているところでございます。本行事は子どもたちが中心となって行うものでございますので、この伝統をこれからも絶やすことなく継承していきたいと考えております。

また、来る8月5日には、ふるさと竜王夏まつりの開催が予定されております。令和3年度はコロナ禍の影響により中止となり、令和元年以来4年ぶりの開催となります。夏まつりの開催を心待ちにしておられる方も多いかと存じますので、ぜひとも今年度は町外にお住みの御家族や御友人をお誘いの上、地域の絆やふるさと竜王の魅力を再確認・再発見できるような行事になることを願っております。

梅雨の季節になりますと、例年のことながら、我が町は天井川が多いこともあり、大雨などによる水害・災害の発生が懸念されますが、町民の皆様の安心安全

な生活を守れるよう、適切な準備・対応に努めてまいります。

結びに当たりまして、これからの季節は暑さも一段と厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、町政進展のため引き続き御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

令和5年度竜王町議会第2回定例会、誠にありがとうございました。

○議長（貴多正幸） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る6月8日から本日までの16日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、連日にわたり御出席賜り、提案されました重要な議案について慎重なる御審議をいただき、大変御苦労さまでございました。また、執行部におかれましてはこの間、適切なる対応をしていただきありがとうございました。本会議、委員会において、各議員から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上で十分反映されますようお願いする次第です。

また、今年度の重点施策プロジェクトについても、「活力あふれるまちづくり」・「安心して暮らせるまちづくり」・「みんなで進めるまちづくり」・「新時代へのチャレンジ」の推進に向け、令和4年度の結果も踏まえ、それぞれの事業を進めていただきたいと思います。

特に2025年に開催される滋賀県国民スポーツ大会開催に向けて、当町ではスポーツライミングの会場であり、準備等進めておられますが、機運の醸成を図っていただき、さらなるスポーツライミングの普及またPRに向けて、具体的に町全体で進めていただきたいと思います。

さて、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」に転換しつつあり、社会経済活動の回復への期待が高まる中、町内におきましては、各種団体の総会が終わり、いよいよ計画されています事業が動き出します。主なものには、平和祈念式、ふるさと竜王夏まつり等が開催される予定です。これらの催しが、令和5年にふさわしい新たな竜王町の一步となり、住民の記憶に残る催しになることを願うものです。

今年は、例年より8日早く5月末に梅雨入りし、また梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏を迎えるところですが、議員各位並びに執行部各位におかれましては、熱中症対策等に御留意され、くれぐれもお身体には御自愛いただき、町政

の振興発展のため、なお一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。

それでは、これもちまして、令和5年第2回竜王町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時23分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 貴 多 正 幸

議会議員 尾川幸左衛門

議会議員 大 前 セツ子